

子育て応援定期預金 規定

預金について

- ① 本定期預金は「子育て応援定期預金」と称します。
- ② 本定期預金の預金対象は18歳未満のお子さまを育てる保護者(親権者)の方に限ります。
- ③ 本定期預金のお預け入れ期間は1年です。
- ④ お預け入れ金額は10万円以上1,000万円以下です。
育てているお子さまの人数問わず、お一人につき1,000万円までとさせていただきます。
- ⑤ お預け入れ時の子育て応援定期預金の利率を満期日まで適用します。
- ⑥ 本定期預金は自由金利型定期預金であり、自動継続定期預金にてお預かりいたします。
自動継続時は満期時の「ベストパートナー定期預金」の利率にて継続いたします。
- ⑦ 本定期預金の利率は、原則年1回(4月1日)見直しします。なお、金利情報は店頭で入手できます。
- ⑧ この規定に定めのないものについては当組合が別途定める「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定」によるものとします。

2025年4月1日改定
横浜幸銀信用組合

(ご参考)

「子育て応援定期預金」は預金保険制度の対象であり、同保険制度の範囲内で保護されます。預金保険制度の詳細につきましては、預金保険機構のホームページなどをご参照ください。
(<https://www.dic.go.jp/index.html>)